業務委託契約書

株式会社インテージ（以下「当社」という。）と署名者欄に記載の個人（以下「受託者」という。）は、当社の業務の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

1. 当社は、本契約に基づき、第 2 条に定める内容の業務（以下「本業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
2. 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、別途書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による合意のない限り、当社及び受託者間の本業務に関する一切の取引に適用される。

第 2 条（委託業務）

当社が受託者に委託する本業務は、次の各号に定める業務とし、その具体的内容は、別紙「ショピレコ調査へのご参加について」に定めるものとする。

(1) 当社が実施するショピレコ調査（以下「本継続型アンケート」という。）の参加及びデータ送信

(2) その他前号に附帯関連する一切の業務

第 3 条（業務の独立性）

受託者は、本業務の遂行にあたり、自らの裁量により業務を行い、当社の指揮監督を受けないものとする。また、本契約は雇用契約ではなく、労働基準法その他労働関係法令の適用を受けないことを当社及び受託者は確認する。

第 4 条（調査参加条件）

受託者が本継続型アンケートに参加する条件は次の各号に定めるとおりとし、受託者は次の各号に定める条件をすべて満たしていることを保証する。

(1) 受託者本人で、20 歳～39 歳であること。（1987 年 4 月～2006 年 3 月生まれ）

(2) 受託者が、本契約に基づく本継続型アンケートへの参加者募集のために当社が別途指定する招待 URL（以下「本件招待 URL」という。）から当社のアンケート調査モニターであるキューモニター（以下「キューモニター」という。）及び本継続型アンケートの参加登録を完了していること。

(3) 受託者が、別紙に定める期間内にキューモニター及び本継続型アンケートの事前アンケートへの回答を完了していること。

(4) 利用するスマートフォンが、当社の指定する推奨環境に該当していること。

(5) 受託者が、本件招待 URL 以外から、過去にキューモニター又は本継続型アンケートに登録したことがないこと。

第 5 条（対価）

1．当社は、受託者に対し、本業務に対する対価として、別紙に定める業務期間中の各月（以下「対象月」という。）につき、金 3,000 円（消費税等込）を、対象月のデータ送信を確認した後、翌月末日までに、受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、次の各号に定める条件をすべて満たすことを条件とする。また、業務期間のうち別紙に記載するセットアップ・テスト期間は本継続型アンケート開始のためのセットアップ・テスト期間とし、対象月とならないものとする。

(1) 受託者が、第 4 条（調査参加条件）に定める条件をすべて満たしていること。

(2) 受託者が、別紙の「本業務の内容」として記載された条件を満たす本継続型アンケートのデータを、対象月の間に送信したことを、当社において確認できること。

2. 当社は、前項の業務委託費とは別に、本継続型アンケートのデータ送信に関し、受託者が別途当社の定める条件を満たした場合には、当該アンケートのデータの入力、回答および送信状況に応じて受託者に対して謝礼としてキューモニターポイントを付与することがある。当該条件および付与内容の詳細は、当社が別途定める方法によるものとする。

第 6 条（報告等）

1. 受託者は、当社の求めに応じて、本業務の遂行状況その他当社が求める事項を必要な範囲で当社に報告しなければならない。
2. 受託者は、本業務の遂行に際し、本契約期間中に本業務を遂行することができないことが判明した場合、直ちに当社に報告しなければならない。

第 7 条（再委託の禁止）

受託者は本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第 8 条（秘密保持義務）

1. 当社及び受託者は、本業務の遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、フロッピーディスク・CD-ROM 等の電磁的媒体等その態様を問わない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
   (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3. 第 1 項の規定にかかわらず、当社及び受託者は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
   (1) 当社及び受託者が、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、本業務遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
   (2) 当社及び受託者が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。
4. 本条の規定は本契約終了後もなお有効に存続する。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、2027 年 1 月 1 日から第 5 条に定める支払完了日までとする。

第 10 条（不可抗力）

当社及び受託者は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力による本契約の全部又は一部の不履行につき、その責任を負わない。

第 11 条（解除）

1. 当社又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 当社又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときには何らの催告を要しないで直ちに本契約及び当社及び受託者間の別の契約（以下「本契約等」という。）の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
   (1) 受託者が第 4 条各号のいずれかの条件を満たしていないと当社が判断したとき
   (2) 本契約等に定める条項につき重大な違反があったとき。
   (3) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限る。
   (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき。
(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。
(8) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
(9) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が 1 度でも不渡りとなったとき。
(10) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
(11) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
(12) 解散し、又は事業を廃止したとき。
(13) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、当事者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
(14) 代表者又は受託者本人が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
(15) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
(16) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。

3. 前二項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。
   (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
   (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
   (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
   (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
   (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。
   (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. 当社及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
5. 第 3 項の規定により本契約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じたときでも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第 13 条（管轄裁判所）

本契約に関する当事者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第 14 条（協議解決）

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、当社及び受託者は、お互い誠意を持って協議し、その解決を図る。

本契約の締結を証するため、電磁的記録によって本書を作成し、当社および受託者は合意のうえ電子契約サービスにより電子署名を施し、各自保管する。

2027 年 1 月 1 日

(当社)
東京都千代田区神田練塀町 3 番地　インテージ秋葉原ビル
株式会社　インテージ
エクスペリエンス・デザイン本部
本部長　　吉田　祐介

(受託者)
署名者欄記載の通り

別紙

ショピレコ調査へのご参加について

① 本業務の内容

「ショピレコ調査」は、スマートフォンアプリ「ショピレコ」を利用し、日々の買い物や外食、サービス利用などの支出を記録する調査です。記録されたデータは、市場調査や消費者行動分析に活用されます。

日々の買い物などで発生するレシート・バーコードをスキャンし、送信していただきます。1 か月のうち、バーコードの送信が 10 件未満の場合は本業務に対する対価のお支払い対象外となりますのでご注意ください。

② 本業務の期間

2027 年 1 月 1 日から 2027 年 6 月末日まで

③ 本継続型アンケートの事前アンケートの回答期限

2026 年 12 月 20 日まで

④ セットアップ・テスト期間

2026 年 12 月末